

M-6-1-32

資料名 滿洲國阿片制度と阿片の概念

出所 日滿實業協會

作成年 19360329

寄贈者 編者

受入

注記 39P 22×15cm

昭和十一年三月

滿洲國阿片制度と阿片の概念

日滿實業協會



寄贈者  
日滿實業協會  
年 月 日

## 第一章 滿洲國阿片制度

- 一、建國早急に阿片の取締法を制定した理由……………一
- 二、斷禁主義と漸禁主義並其の優劣……………二
- 三、滿洲國阿片專賣の眞意義……………四
- 四、阿片制度の概要……………八
- 五、阿片制度實施の根本方針……………三

## 第二章 阿片の概念

- 一、阿片の定義……………七
- 二、阿片の成分……………八
- 三、阿片の種類……………一〇
- 四、罌粟の栽培及採取……………三
- 五、吸煙の人體に及ぼす影響……………六

六、阿片の密輸状況……………二六

### 第三章 阿片に関する國際條約

一、國際取締の必要……………三三  
二、上海會議……………三三  
三、海牙條約……………三三  
四、巴里平和條約……………三六  
五、國際聯盟阿片諮問委員會……………三六  
六、壽府阿片協定……………三七  
七、滿洲國との關係……………三九

## 第一章 滿洲國阿片制度

滿洲國專賣總署

### 一、建國早急に阿片の取締法を制定した理由

阿片吸飲の習慣が極東特に支那に傳來したのは大體十七世紀の頃である。そして、それが支那から滿洲に紹介せられたのは、康熙年間で熱河に離宮の工築されたのを機として、官吏群の入熱と共に傳來したものである、北滿では約三、四十年前露領より輸入されたものと云はれてゐる。支那傳來當時は阿片を煙草に混じて吸煙したものであるが、それが徐々に現在の様な吸飲の形式になつて來たものである。この阿片吸飲の弊害は當時に於ても既に認められ、時の政府（明）も禁令を發して取締らうとしたのであるが、時既にこの惡習は人民の日常生活に根深く浸潤してゐて禁壓の効果を擧げることが出来なかつた。その後歴代の政府も之が禁壓には努力して來たが、效果なく現在に至つたものである。斯う云ふ古い歴史を有つてゐる支那及滿洲では、隨つて阿片の害毒は唯に吸飲者だけではなく政治經濟社交等の凡有ゆる方面にまで浸潤し、遂に國礎を危くするまでに至つたのである。新興滿洲國としては、斯かる危險から國家を救ふ爲にはどうしても何等かの方法でこの阿片に對する策を講ずる必

要があつた。そしてその着手時期もこれを一刻放つて置けばそれだけ困難な事情が生じて來ると考へられたので、建國當初に當り諸政更新の際に斷然と制度の制定に邁進した譯である。併し建國早々の際で地方治安未だ安からず諸制度の充實せざる時に、かゝる劃期的制度を創設することは非常なる困難を伴ふことは言を俟たない。

## 二、斷禁主義と漸禁主義並其の優劣

由來世界各國が、この阿片に對して採つてゐる政策は大體に於て二種類ある。一は阿片の吸飲は一切之を嚴禁するといふ所謂斷禁主義であり、今一つは一般には吸飲を嚴禁し唯既に癮者になり了つてゐる者に丈け救療上の必要から之を許可し、それに必要な阿片を政府の專賣として供給するといふ所謂斷禁主義に基く漸減政策であつて、後者はシンガポール、香港、臺灣、關東州に於て實施され又現在滿洲國が採用してゐるものである。

斷禁主義と其れに基く漸減主義とは、各々國情如何に依て適否を見るべきであつて、何れを可、何れを否とは斷じ得ない。滿洲國では廣大な地域を有し、民衆亦吸飲の根強い習慣を有つてゐる上に、阿片害毒に對する認識の程度が低く、それに行政能力も完全なものと言ひ得ない状態であるから、徒

らに理想に走り過ぎて現存癮者の救療を考慮に置かないで、只簡單に斷禁一方で進むことは効果が疑はしいのみならず、却つて恐るべき弊害を招くものである。

斷禁政策は舊軍閥時代にも行はれてゐたものであるが、その結果は吸飲を禁ずる目的が達せられなかつた許りでなく、阿片の吸飲、賣買、耕作等を巧妙に地下に潜行せしめ、それを益々擴大させる事となり、而もこの一切が地下に潜行したといふことから特に一部の特殊階級、法を冒して阿片を取扱ふに非常に都合のよい地位にある特權階級の腐敗と惰落とを招くに至つた。これを他の言葉で言へば「阿片の金銭的中毒」であつて、阿片の有つ金銭的魅力から來る中毒である。此種の中毒は單に個人の問題ではなく一國の政治機構の上に大影響を及ぼすものであつて、舊軍閥時代政治機構の亂脈は此處にもその大きな原因があると考へられる。此點に就ては、王道政治を標榜してゐる滿洲國として特に深い關心を持つ必要がある。

斷禁政策が滿洲で斯様な結果を招いた事は、當時の爲政者の方法が間違つてゐた事即ち滿洲ではこの方法が適しない事を意味してゐる。

臺灣の例を見るに同島の阿片制度は、現在でも最も完全な制度であると世界に認められてゐるものであるが、その創設に當つては斷禁、漸減の何れの方法を採用するかに就て非常な議論があつて、結

局漸減制の採用に決つたのである。漸減主義採用の主張者である當時の内務省衛生局長後藤新平氏の意見書には斷禁が困難であることを説明し、斷禁方法のみで阿片吸飲絶滅の目的を達するには「之に要する兵員は二個師團以上を要し、數年に涉り、兵數の半數以上を減するに至るべし」と述べてゐる。

臺灣の様な小島に於てさへも、この日常の悪習慣一掃には、斯様な困難が豫想せられたといふ點から見ても、臺灣とは比較にならない面積と人口を有ち、三面陸地に接してゐる滿洲國では斷禁一點張りの方法を探るよりも、斷禁制に基く漸減方法を探る方が優つてゐることは明かである。

### 三、滿洲國阿片專賣の眞意義

滿洲國政府は支那及滿洲に於ける從來の阿片政策の失敗の原因並に先進文明諸國の阿片制度を種々調査研究の結果政府は現存癮者の救療方法として阿片專賣制を採用すると共に、阿片禍を未然に防止する爲に阿片の吸飲其他の取締を嚴重にし、他面救療機關の完備、教化方面の活動等種々の政策と相俟つて阿片禍の絶滅、防止を計る事に根本方針を決定した。

而して阿片專賣は、阿片害絶滅の目的達成の爲めの一手段であり、他の阿片に關する諸方策と並んで、飽迄拒毒政策の線に沿うて進むべきものである。此の意味に於て專賣制度は阿片政策の一部分ではあるが、現在の處、滿洲國阿片政策の重要な地位を占むるものである。

阿片專賣が阿片害掃蕩の爲に、如何なる働きを爲し得るかと云ふと專賣は他の警察取締或は教化救療政策と異り、私土を經濟的手段により壓迫し得る。即ちこの經濟的手段の運用に依つて、密取引發生の根本原因である所の、密取引をすれば巨利を博し得ると云ふ原因を解消せしめ得るのである。而して私土を壓迫する一面、從來密耕作、密取引、密吸煙の爲め存在してゐた阿片を、一應公然と政府の專賣制度中に包容して後、之に統制を加へる事に依り阿片政策の眞目的達成を容易化せむとするものである。即ち阿片の密耕作、密取引、密吸煙が完全にその跡を絶てば、阿片專賣はその密取引彈壓より一轉して、官許の耕作、吸煙等を統制縮減し以て阿片政策本來の目的を達成する武器となるのである。如斯阿片專賣は、阿片吸煙による弊害即ち阿片吸煙による醫學的害毒並に嚴禁そのもの、性質より生ずる官吏層の腐敗墮落即ち前述の如き阿片の有つ金錢的魅力への中毒の掃蕩を主要目的とするものであつて、最も現實に即し且有效なる手段と言ふべきである。世上往々説かるゝ如き財政收入を目的とする所謂財政專賣では絶対ないのである。即ち阿片專賣が持つ過去の財政的實績を見るに、大同元年度は收支僅かに相均衡し、大同二年度に於ても之亦元年度と大差がない。康德元年度の滿洲國

豫算に計上されたる豫想益金は、全歳入豫算の二・二%にしか當らない。即ち財政的見地より見る場合は、阿片專賣の地位たるや甚だ微々たるものである、然し乍ら前述の如く阿片專賣の眞意義は阿片害除去といふ點にある故に、それが如何に財政的に微々たる存在であらうとも、阿片專賣の重要性を少しでも減少するものではない。

而かも將來に於て阿片制度の整備につれ、阿片專賣が益金の増加を來すことは豫想し得る。如何となれば專賣原料たる阿片收買の際、その価格は可及的低價たるを可とする。阿片それ自體の性質より見て收買價格を不當に大とし罌粟栽培農民に不當なる利益を與へる事は、滿洲國農業政策上決して好ましからざるものである。又阿片賣下價格に於ても阿片それ自體の吸煙が絶対に獎勵さるべき性質に非ざる點よりして、その價格を相當大ならしめ阿片吸煙への誘因を絶つ必要がある。廉價に收買し高價に賣下ぐる以上專賣益金を見る事は當然であるが、而もこの収益たるや収益を擧ぐべく採用せる諸手段より結果せるものに非ずして、飽迄阿片政策本來の趣旨に沿うて而も生れ來る収益である。

但し現在に於ては專賣總署當面の努力は、專賣否阿片政策の敵たる密賣撲滅に向けられてゐる爲、現在採られてゐる手段は前項の理想的方法と全然相反する。即ち生産品收買に際しては、密賣業者の割込防止の必要上可なり高價に收納し阿片の他に流るゝを防止し、賣下價格に於ては一般癮者

が私土使用に趨くを防止すべく廉價に之を販賣して居る。これは全然前掲の理想とは相反せるかの如く見えるも、而も阿片害絶滅の爲には專賣制度確立が第一要件であり、專賣制度確立の爲には現存密賣品の驅逐が第一必須要件なりとする理由よりして現在の方策も、亦何等阿片政策の主旨に反せるものではない。寧ろ阿片政策の當然進むべき途を最も良心的に進んでゐるものと言ふべきである。而して阿片專賣による益金も主として政府は之を、社會衛生施設費に充當せんとするものである。

此等の諸點は阿片專賣の眞意義が那邊に存するかを明瞭に物語るものであらう。

(備考)

事業成績に就て

「罌粟栽培」 大同二年度に於ては法令の普及全からず、地方官憲の取締不徹底等の關係より指定栽培地以外に罌粟を密耕作する者あり、專賣總署はこれが取締と處理に多大の困惑と苦心を嘗めた。如斯苦しい經驗に基き康徳元年及二年は豫め種々の方策を講じ、地方官憲の協力宜しきを得て夫々前年とは比較にならない良好の成績を收め、密栽培も非常に減少し生産阿片の收納又宜しきを得、其の集貨數量も豫想以上に達した。

「官土普及状態」 大同元年度の政府賣下量は國內阿片推定消費量に對比すると僅かに其の一小部分にしか當つてゐない。これは如何に密賣の多きかを雄辯に物語るものであつて、阿片密賣の取締の困難なる事は萬人の知る處であるが、阿片專賣の眞意義は逐次官民に理解せられて漸次その賣下量を増し、康徳元年は前年

に比し約其の三倍に達し、康德二年度は元年度賣下量の約二倍弱に増加した。之は治安の維持、制度の徹底に伴ひ專賣の取締が完備し、爲に從來使用せられてきた密賣阿片即ち私土が影を潜め專賣阿片即ち官土が之に替つた事を物語るもので、この賣下の増進といふ現象は決して新吸煙者が増加したとか或は全般的に阿片吸煙者が増加した事を意味するものではない。

#### 四、阿片制度の概要

左に現在の阿片制度がどんなものであるか其の概要を述べよう。

##### (1) 吸煙者

阿片の吸食は一般的に之を嚴禁してゐる、但し既に癮に陥り救療上吸食を必要とするものにして警察官署より吸煙證明書を受けたる者に限り吸食を認められ阿片の買受が出来ることになつて居る。

##### (2) 阿片賣下の系統

阿片は專賣官署より阿片小賣人に、阿片小賣人より警察官署の證明書を有する癮者に順次賣下を行ひ、此の系統以外の販賣、讓與は絶対に之を嚴禁して不正取引、吸煙感染等の機會をなくすることに努力してゐる。

#### (備考)

從來は阿片卸賣人なる制度を置き專賣官署より卸賣人に、卸賣人より阿片小賣人に賣下を爲す制度であつたが、取締の容易化を期する爲に康德三年四月一日より卸賣人制度を廢止し、直接小賣人へ賣下することとなりて專賣制度の徹底を期して居る。

##### (3) 密取引の取締

不正取引の取締は原則的には警察が當るのが當然であるが、現下の治安狀勢では警察のみに頼つてゐる譯には行かないので、專賣官署員に特別の權限を附與せられたる緝私官員と云ふものを設け、専門的に之が取締に従事せしめて居る。之等の緝私官員は警察、税關等の諸機關とも連絡協調を保ちつゝ職務執行に當ることは勿論である。

現在一部治外法權を有する外國人の中に此の密取引に關係する者が相當ある。之が取締には外國側機關の協力を必要とし此方面の機關にも協力を願つてゐる。

##### (4) 新癮者の發生防止と癮者の救治

現存癮者の救治を圖り新癮者の發生を防止することは阿片法の主眼であつて、新癮者發生防止手段としては取締の勵行と、一面人民の自覺を促す爲に教化其他の社會施設を以て禁煙思想を喚



起する等の方法を講じ、又一方民政部では樞要の地に救療所を設置し癮者の救療をしてゐる。既に新京、奉天、ハルビン等全滿主要都市には戒煙所の設置を見て居るが之等救療の機關は漸次各地に増設擴張せらるゝ筈である。

#### (5) 專賣機關

(イ) 專賣官署 新京には中央統制機關として專賣總署を置き、地方に十一個の專賣署(奉天、新京、吉林、間島、濱江、龍江、承德、營口、安東、錦州、四平街)及專賣工廠を、其下に分署(山城鎮、長白、臨江、通化、遼陽、綏中、洮南、通遼、鄭家屯、富錦、佳木斯、通河、牡丹江、綏化、克山、黑河、朝陽、赤峰、平泉、凌源)を置き阿片の生産(罌粟の栽培區域及面積の指定、生産阿片の收納)阿片煙膏、及藥用阿片の製造、賣下等を主管せしめることになつてゐる。尙此外全國八十餘ヶ所に分配及取締の爲に專賣官員の駐在所がある。

(ロ) 阿片小賣人 阿片小賣人の指定は所轄省長の權限に委し、専ら警察に依り取締をすることにしてゐる。小賣人の設置豫定數は全國で二千名である。現在では便宜上小賣人と同一場所に吸煙所(煙館)を營むことを認めてゐる、之は一人一館に限られて居る。

#### (6) 生阿片の生産及收納

##### (イ) 罌粟栽培の區域及面積の指定

全國の阿片の需要を考慮し生産方面の統制を行ふ必要から毎年罌粟栽培地域及其の面積は專賣總署長が之を定め省長に通知することになつてゐる。

##### (備考)

康德三年度指定罌粟栽培區域は左の通である。

- 一、熱河全省
- 一、興安署の一部
- 一、三江省の一部
- 一、濱江省の一部

右指定區域以外での栽培は嚴禁されて居る。尙上述の指定區域とは耕作可能區域の意であつて、實際栽培許可に當つては右全區域の何れの地點にても栽培を許可されるといふものではなく、治安關係、交通關係其他の事情を考慮し更に適當な地域、面積を右區域中より選定し其の地域に限つて栽培を許可するものである。随つて事實上の栽培許可面積は前掲指定區域中の一小部分に過ぎないのである。而して此等の區域及面積は漸次縮小するといふ根本方針を持してゐる。

##### (ロ) 罌粟栽培の許可

前掲專賣總署長の指定せる區域及面積の範圍内に於て所轄省長は治安交通收納等あらゆる點を考慮に入れ罌粟栽培出願人に對し身元其他の審査を爲し、支障なしと認めたるときは之を許

可するのである。

一一

(六) 生産阿片の收納

生産阿片の收納は專賣總署長が之を統制し、地方官憲又は收買人をして生産品を蒐集せしめ之を專賣官署に納付し、專賣官署は納付阿片に對し補償金を交付することにしてゐる。

(7) 阿片吸食器具

阿片吸食器具は阿片と同様の取締を爲し、特定人即ち阿片吸食器具製造人、阿片小賣人及警察の證明を持つ吸食者に限り、所有所持を認められ、之が賣買、授受は製造人から小賣人、小賣人から吸食者へとせられ、其の他の場合の賣買、授受所有、所持は嚴禁せられてゐる。

(8) 私土查獲獎勵法

私土とは阿片法違反に係る阿片及所有者不明又は所有者所在不明の阿片のことであつて、私土のあることを官に告げたる者又は之を探知し查獲したる者には獎勵金を支給する制度を設け、以て密取引防止の一助としてゐる然し乍ら此の制度は一面弊害の點もあるので現在では財政部關係職員には本法の適用を停止して居る。

## 五、阿片制度實施の根本方針

滿洲國としては阿片制度完成迄の期間を三期に分けて制度の完成に努力してゐる。今其の各期に於ける施設項目の大體を左に掲げることとする。

### 一、第一期施設

(1) 專賣機關の設置及充實

樞要の各地に專賣機關を設け之が充實を計り專賣事務の圓滑なる遂行を期せんとす。

(2) 生産、收納の統制

國內に優秀なる阿片産地を持つて居るのであるから自給自足を立前として必要な分量に限り罌粟の栽培を許し、原料阿片の生産、收納の統制を行はむとするものである。

(3) 規格阿片の製造及阿片煙膏の試製

規格阿片の製造とは各生産地に於て生産せられたる阿片は品質區々であるから、之を工場に送り其の品質を統一し專賣品は常に一定の品位を保たしむべく加工することである。阿片煙膏は品質の統一、取締の容易、專賣利益等の點から見ても急速に製造賣下の必要を十分に認めて

一三

居るが、嗜好其の他の關係で直に實施不可能であるから、之が試製試賣をして其の成績を知らんとす。

(4) 阿片癮者の單純登録

施設が整備しない第一期では凡有ゆる努力が先づ癮者を官土に引着ける爲になされて居る。癮者を官土に吸収することは專賣制度確立の第一要件であり、癮者登録の單純化も此の方針の表れに外ならない。

現在實施してゐる方法の單純登録とは吸煙を必要とする癮者は、先づ其の旨を警察に届出て警察に於ては之に吸煙證を下附し、此の吸煙證を受けたる者に限り吸煙所に之を呈示すれば阿片の買受が出来又吸煙することが出来る。

(5) 癮者發生防止施設

(6) 癮者の治療施設

豫防手段としては學校教育に依り排煙思想を注入するとか或は民間に禁煙團體を作る等の方法を講じ、又一方治療施設としては戒煙所、病院等がある。之等の一部は既に實施を見て居るが之は國民保健上早急に完備されなければならぬ。

(7) 阿片供給機關の施設

卸賣人及小賣人を指定し阿片供給に當らしめる。

(8) 密取引の取締

密取引の多寡、有無は專賣制度に及ぼす影響大である。滿洲國專賣制度確立の爲めの現在の目標は所謂密取引の禁壓にあると云つても過言でない程である。之が取締は種々の方面から爲されて居る。法規としては阿片法及同施行令、阿片緝私法、查獲私土獎勵法等があり、取締機關としては専門に之に當る專賣官員及各警察官、稅務官員等がある。

(9) 阿片吸食器具の製造、取引及分配に屬する統制

二、第二期施設

(1) 卸賣人の廢止

販賣機關官營の第一歩として第二期には卸賣人を廢止し之を政府の事業に移す。

(備考)

康徳二年十二月勅令第一五五、一五六號に依る阿片法及同施行令の改正に依り康徳三年四月一日より卸賣人制度は之を廢止せられた。

## (2) 癮者の認可登録

第一期の單純登録の過程を経て第二期に於ては警察及指定醫師をして調査せしめ、治療上必要とする癮者に限り登録する。

## (3) 癮者治療施設の擴張整備

## (4) 第一期施設事項の整備充實

## 三、第三期施設

## (1) 阿片煙灰の使用禁止

阿片煙灰を煙膏製造に混和する習慣があるが、之は保健上及取締上諸種の弊がある爲政府は之を買上げて棄却する方針である。

## (2) 小賣人の廢止

之に依て阿片の一切の取引、分配、供給の全部を官營とし得るに至るものであつて、專賣制度整備の最後の目標である。

## (3) 第一期及第二期諸施設の整備充實

## 第二章 阿片の概念

## 一、阿片の定義

阿片は未熟の罌粟果に切口を付け、其處に浸出し來る乳白色の液汁を採集乾燥せしめたるものにして褐色を呈し特殊の臭氣と苦味を有するものである。

一般に阿片と稱せられるものには、生阿片、阿片煙膏、藥用阿片、阿片煙灰の四種がある。阿片煙灰(註一)は普通阿片煙膏の一部と見做されてゐる。滿洲國政府の公布せる阿片法第一條には「本法ニ於テ阿片トハ生阿片、阿片煙膏、藥用阿片ヲ謂フ」と規定しあり。この規定は一九二二年の海牙阿片條約に基き規定されたものにして、同條約では上記の三種を次の如く定義してゐる。

「生阿片トハ罌粟(ババヴェ、ソムニフェラム)實ヨリ得タル液汁ノ自然ニ凝固シタルモノニシテ單ニ包裝及輸送ニ必要ナル程度ノ加工ヲ爲シタルモノヲ謂フ」

「阿片煙膏(註二)トハ生阿片ヨリ其ノ消費ニ適スル物質ヲ抽出スル目的ヲ以テ之ニ對シ溶解煮沸、加熱及發酵其ノ他連結シタル特別ナル操作ヲ施シテ得タル生産品ヲ云フ」阿片煙膏ハ煙灰其他一切ノ吸

煙殘滓ヲ包含ス」

「藥用阿片トハ生阿片ヲ攝氏六十度ニ熱シ百分ノ十以上ノ「モルヒネ」ヲ含有セシメタル製品ヲ謂フ尤モ其ノ粉末若クハ粒狀タルト又ハ中性物ヲ混合スルト、否トヲ問ハサルモノトス」

(註一) 阿片煙灰とは阿片煙膏吸煙の際の殘滓である。普通煙灰は再び煙膏製造の際に混入される。滿洲の一般零售所に於ては煙膏製造には生阿片に對し三〇%程度の煙灰を使用す。

煙灰中には約五%の「モルヒネ」分を含有し亦特殊の刺戟味を有するを以て吸煙の努力を大ならしむるも烟灰の吸食は癮者の保健上有害にして其使用は好しからず。

(註二) 阿片煙膏製造には現在大規模の化學的製造方法は採用されて居らない、所謂家内工業的方法である。先づ生阿片を薄片に切り銅鍋に入れ清水を加へ(煙灰を使用する時は此の際に加ふ)炭火上にて煮沸溶解し、之を特殊の濾紙數枚を重ねて濾過し濾液を再び銅鍋に入れ煮沸し攪拌しつゝ蒸發乾固する。乾固の程度は水飴狀に至りて止め陶磁器製容器中に保存する(小賣用のものは、二—三分約一—、五瓦位)をパラフィン紙に包み煙份として販賣する。

(註三) 阿片吸煙とはこの煙膏を煙管に添へて燒き乍らその煙を吸ふのである。

## 二、阿片の成分

阿片は普通「阿片アルカロイド」と稱される主要成分を含有してゐる。現在の所では此の「阿片アルカロイド」に含まれてゐる成分は二〇種許り判明してゐる。其中で最も多量にあるものは「モルヒネ」と「ナルコチン」である。就中「モルヒネ」はその代表物であつて全般的に見て阿片が主として「モルヒネ」製造用に供される所から「モルヒネ」の含有量が阿片の價格の基準となつてゐる。「モルヒネ」の含有量は七・八%から一二・三%が普通であるが、稀には多いもので三〇%少いもので殆んど之を含有してゐないものもある。「モルヒネ」含有量の檢出には幾多の方法があるが各國に於て各獨特の方法を使用してゐる。然しながら此等各種の方法に依つて得たる結果が著しく異なるものがある。「モルヒネ」含有量を異にする各種の阿片に對して同一方法を常に用ふる事は不可能である。又同一種の阿片に對して異なる方法によつて檢出する場合にも「モルヒネ」含有量に差のあることがある。此等の變化は阿片を組成する多くの物質から「モルヒネ」を分離することが困難であるためである。

吸煙用としての阿片の良否を鑑定する場合「モルヒネ」含有量の多少は必ずしも良否の條件ではない。吸煙用阿片の良否を鑑定するには從來より所謂肉眼鑑定が行はれ、阿片の色澤、香味、麻醉力其他種々の要素を以て鑑別されるが非常に困難である。現在では之が鑑定は主として阿片に對して永き經驗を有する鑑定人に依つてゐるが、これは可成り危険性を伴ふは免れない。吸煙用として阿片の良

否を鑑別する化學的鑑定方法は現在の處未だ十分なる成果を期待し得ず今後の研究にまたねばならぬ。

(註) 料子とは生阿片製造の際之に混する偽和物を總稱する語である。普通大豆、メリケン粉、果實、豚皮、樹皮等を以て濃厚な液を作り之を阿片に混合する。中には人蔘、蜜蜂、藥品等の高價なものを混入することもある。一般には料子は阿片の量を増す爲に使用するものなる爲之を使用する事は阿片の品質を悪くする。この料子の多寡、良否等の鑑定は現在滿洲國では非常に重要視し主としてその多寡に依つて優劣を定めてゐる。料子の全然含まれてゐない阿片を純物(原貨)とし料子の含有量に應じて九成物、八成物といふ様に規格してゐる。

### 三、阿片の種類

阿片は土耳其、波斯、印度、支那を主生産地とし他に埃及、オーストリア、アメリカ、日本等からも産す。以下主産地阿片に就て簡単に説明する。

#### (イ) 土耳其阿片

土耳其阿片はよく乾燥せるものは非常に固く特有の麻醉性臭氣を有し、平等に褐色を呈し内部に處々白色の顆粒を含む。「モルヒネ」分を多量に含有し居る爲(大體平均十一・二%と云はれてゐる)「モルヒネ」製造用に供され「コンスタンチノーブル」より輸出されるものを土耳其阿片と稱し「スミルナ」港より輸出されるものを「小亞西亞阿片」と區別して稱せらる。一般には餅狀或は麵麩狀をなし一個の重量三〇〇瓦乃至七〇〇瓦である。

最近では阿片の輸出は專賣局が掌つてゐる。

#### (ロ) 波斯阿片

「モルヒネ」含有量は土耳其阿片に比し尠く、約十%内外にして吸煙用としても輸出されてゐるが矢張り「モルヒネ」製造用が主である。「ブシール」を主要輸出港とし普通赤紙で包装されてゐる爲支那及滿洲では「紅土」と呼ばれてゐる。

#### (ハ) 印度阿片

印度には「ベンガル」阿片、「マルワ」阿片と呼ばれる二種がある。前者は英國政府の完全な支配下にある地方で政府の手により管理生産され、後者は土人領より産出するものである。土人領阿片は栽培、製造等の方法粗雑なるため品質は統一されてゐないが「ベンガル」阿片は一般に所謂印度阿片のことであつて、英國政府の手に依り進歩せる製造方法に依つて生産される丈に品質優良であり吸煙用としても好適である。英國政府は特に支那向輸出の爲に「規定阿片」(註)を製

造してゐる。支那では非常に喜ばれ「大土」又は「公土」と稱して之を吸飲すれば癮にならないと云ふ迷信さへある程である。現在では印度阿片の輸出港は「カルカッタ」である。

(註) 特に吸食用として極東諸國に販賣輸出せらるゝものである、球状をなす、其成分は乾燥阿片七〇%水分三〇%よりなる、總ての取引は印度官憲及輸入國官憲との間の直接取引になつてゐる。

### (三) 支那阿片

主産地は雲南、廣東、貴州、江蘇、陝西、甘肅、河北、山西、四川等である。支那では阿片は殆んど吸煙用に供される。一般的には、形狀一定せず、品質は吸煙上より見るも「モルヒネ」含量に就て見るも良質とは言ひ得ない。只雲南物は印度阿片に酷似してゐて且價格が安い點で喜ばれ、又綏遠に産するものが吸煙用として可なり良質のもので廣く需要されてゐる。

### (ホ) 滿洲國阿片

滿洲國の主産地は熱河並に三江省、濱江省東北部である。他の地方でも以前には阿片産地として有名な地方もあつたが、現在では上述の地域以外は栽培を禁止してゐる爲産地としては數へない。

熱河地方に産するものを「西土」といひ北滿地方で産するものを「東土」と一般に呼んでゐる。兩者の品質を見るに「西土」は黄褐色にして質粗く、粘り氣が尠い。「東土」は黒褐色にして質

細く粘り氣が多い。麻醉力は「西土」を六時間とせば「東土」は八時間の持続力を有すと云はれてゐる。「東土」は芳香を有し「西土」は柔かい輕快な味を持つてゐる。随つて一般の嗜好も舊來の習慣により産地に依つて別たれてゐる。新京を境として西南部一帯は「西土」が要求され、北滿では「東土」が用ひられる。「東土」は品質優れてゐる爲に南部地方にでも需要があるが反對に「西土」は北滿では殆んど需要がない。併し全國的に見ると「西土」の需要多く對「東土」の割合は六對四位である。

「東土」の主産地としては所謂五山物として有名な阿片の出る東寧地方、或は密山、虎林、饒河方面の所謂煙溝地區を中心とする地方、「西土」は熱河の圍場、八里罕、赤峰、寧城等が有名である。

### 四、罌粟の栽培及採取

罌粟は今日では南は印度より北はシベリアに至るまで各所で栽培されてゐる。大體亞熱帶地方が好適と云はれてゐるが必ずしもさうとは限らない様である。播種期は土地により區々であるが普通三、四月頃である。所に依つては秋蒔もある。北滿では六十%までは秋蒔である。秋蒔は收穫が春煙に比

較して多く質も亦良好である。

五、六月頃が開花期で六、七月には採取を終了する。罌粟から阿片を採取するには普通落花より四、五日を経て青果の薄皮に小刀で切口をつけて、其處に滲出する液汁を「ヘラ」又は指頭で採取し乾燥（註）するのである。液汁は乳白色であるが空氣に觸れると褐色を呈する。熱河方面にては煙漿採取は一個の果實に就て十五、六回乃至二、三十回に及ぶ。三回目四回目と回を経る毎に採取される液が稀薄になる。印度では三巡に止めてゐる。

（註）乳乾燥には珞珈引の洗面器又は硝子板或は錫を生ぜざる亜鉛板上に行ひ陽光に晒して適度に乾燥する。その際には適度に攪拌する事が必要である。仕上には大豆油、罌粟油等を用ひる。熱河地方では木枠を用ひ永年使用せしものは非常に高價である。支那では竹の葉、又は油紙に篋にて塗り擴げ二、三週間目乾しにする。印度、波斯方面では乾燥器で科學的に製造する。普通、支那及滿洲等では天日で乾燥するのと煮詰めるのと二つの方法がある。天日法による方が香味、色澤等に於て優れた結果を得るのであるが、時日を要するので煮詰法が一部で用ひられてゐる。一個の罌粟實よりは約〇、〇二乃至〇、〇五瓦の生阿片を收得する、滿洲では普通一畝より十五兩乃至二十兩、多い地方は三十兩の生阿片を得ると云はれてゐる（一兩は約十匁）。一畝の罌粟より生阿片を採取するには約二百五十時間の労働を要する。

阿片は風の日、雨の日は採取に不適當である。晴天、曇天の日を選んで行はれる。

罌粟の種類として滿洲で用ひられてゐる主なるものは大體次の如くである。

(一) 小白花

莖の長さ平均一尺八寸位、花の大きさ縦二寸、一株よりの花數平均三個、播種時は他種と同様なも成長早く、煙漿（註）の採取は落花後五、六日より始める、坊頭の皮は他種よりも薄く随つて煙漿の出量が少い。煙漿の品質も他種に比し低下す。

註 煙漿とは罌粟切口より滲出する乳白の液汁である。空氣に觸れると褐色となる。

(二) 大頭白花（單胡盧）

莖の長さ平均一尺八寸餘、花の大きさ縦二寸五分位白色にして圓形と鋸形とあり、一株よりの花數一個、坊頭は小白花に比して大きく皮厚く煙漿の出量最も多い、煙漿には含有の水分も他に比して尠く品質良好である。農民には此種を栽種するものが最も多い。

(三) 四平頭

莖の長さ三尺位、花の大きさ二寸五分位、白色の中に稍紅色を混ず、一株の花數は四個である。開花は他種に比し最も遅く、坊頭は數多く形小さく、中には煙漿の採取に困難な程小さいものがある。併し坊頭多き爲に煙漿の採取量には大差ないが相當手數を要する爲に耕作者は少い、品質



は大頭白花と同様である。

#### (四) 紫花大頭

形状二尺七八寸、花の大き大頭白花に同じ、色彩紫色にして最も優美である。生長及開花期は遅い、落花後一週間位で採取に取掛る、坊頭の皮は最も堅く厚い。煙漿の含有量他種に比し最も少いと云はれてゐるが、含有水分少き爲生産阿片量に大差なく品質は他種に比し優良である。

#### 五、吸煙の人體に及ぼす影響

世間で一般に阿片吸煙と麻薬使用による害毒とを混同して考へる憾がある。又阿片の使用も吸煙と吞食とはその害に於て甚だしい差がある。麻薬使用及阿片吞食は吸煙とは比較にならない深刻な害毒を有するものである。勿論、阿片吸煙が吞食或は麻薬使用を誘發する點に於て兩者の關係は不可分な地位にあるのであるが、人體に及ぼす害毒の程度から考へる場合兩者を嚴密に區別することを必要とする。

阿片吸煙の人體に及ぼす影響に就ては從來より學者の種々の研究が發表されてゐるが、大體に於て一般に想像せられる程深刻なものではないと云ふ説が多い。或説では適量の吸煙は煙草のそれよりも

寧ろ無害なりとするが此等の報告は必ずしも全般的に信を置き得ない。長きに亘る使用は漸次その使用量を増加し、結局心身を破壊に導くものである。阿片吸煙には左記の様な悪影響がある。

- イ、身的影響 身體次第に衰弱し機能不正となり消化器系統に障害を來す。
- ロ、心的影響 精神耗弱状態になり精神不活潑、意志漸次薄弱となる。即ち怠惰な性質になる。
- ハ、道徳的影響 道徳觀念が缺乏し不信、不正の行爲多くなる。
- ニ、經濟状態に及ぼす影響 時間的に不經濟であり又金錢的にも家計の困難を來し又仕事の能率減少の爲所得力を喪ふに至る。

而して阿片麻酔状態を見るに阿片吸煙により腦の中樞神經の麻酔を來し而してその結果烈しい空想と愉快の情を生じ、混睡と幻想とが相錯し不可思議な興奮状態を來すのである。而かも阿片の麻酔は内に向ふといふ點が酒と異なる點で、内で靜かに自分一人で樂しみを味ふといふ傾向が特徴である。随つて癮者になると無口になり性質が甚だしく重厚になつて來る。

普通どれ位の吸煙で癮者になるかといふと、之は體質、吸煙の程度、年齢で一律ではないが吸煙癮がついてより一、二年でなるものもあるし永くならないものもある。癮の治療も最初の中は簡單に出來るのであるが、丁度その頃から阿片に麻薬を混てじ吸煙し又は阿片を嚙下或は純然たる麻薬使用に

走る傾向が生じ易く之に陥ると深刻な害毒に侵されて遂に癡疾者と化するに至るのである。

## 六、阿片の密輸状況

現在では阿片が専賣となり一般にはその自由取引を認めず嚴重に取締をしてゐる爲め、舊軍閥時代の如き大規模の密輸出入は殆んど跡を絶つたと言つてよい、然し乍ら今尙多少の密輸入は政府の眼をかすめて行はれてゐる模様である。

一、熱河地方 密輸出としては熱河より北支に流れるものを主とする。由來北支では熱河阿片が相當な需要を呼んでゐたにも拘らず、滿洲國成立以來熱河阿片の供給が絶えた爲めその北支に於ける價格が高騰し密輸を誘發するに至つたもので、現在冷口、喜峰口、古北口等の長城線を通じて平津に出されるもの、多倫より張家口に密輸されるものは多量ではないが多少あると想像される。現在では萬里の長城は過般の戦火により至る所破壊された爲めその間隙を利用して牛馬、人體等により密輸されるもの丈にその取締は非常に困難である。

二、滿鮮國境地方 又滿鮮國境では朝鮮産阿片が地方の住民に喜ばれ、安東、臨江、長白等の主要都市には之が密輸入が多少ある模様である。之亦鴨綠江を自由に涉つて行はれるものなる故取締は相

當困難である、又從來は此方面の阿片が浦鹽を経て南支に向け大量的に密輸出があつたといふ話もある。

大連方面よりは大部分入滿し來る天津、山東方面の支那苦力により滿鐵を利用して奉天、哈爾濱等に移入される大部分人體輸送である。

三、蘇滿國境地方 蘇聯内の滿人の自家使用の爲蘇滿國境の嚴重な警備を潜つて密輸があるとの噂もあるが、之は問題とするに足らない少量であるとして見て差支へない。現在の處では海外特に波斯、土耳其古よりの大量的な密輸入は無い。これは國際條約に依り各國が厳しく監視してゐる爲に技術的に非常な困難が伴ふ爲めである。

四、國內密輸 阿片は對外密輸入のみならず從來は國內生産地より消費地に向けての密輸送が盛んに行はれてゐた。從來は此種の取引を行つてゐる専門の大商人が奉天には十數人、哈爾濱にも數名居た相である。

現在とても斯ういふものは非常に尠くなつたが絶無とは言ひ得ない。小規模の人體、車馬等による輸送は多少ある様子である。現在では政府の手による阿片の輸送には運土執照を發給してゐる故に、之以外のものは殆んど密輸送と見られる。只政府に阿片を納入する爲に農民等が最寄の専賣

署、縣公署其他の機關まで輸送する場合は密取引の輸送ではない故に此の間の識別は相當慎重を要する所である。

五、密輸方法 鐵道、汽船、自動車、馬車、牛車、其他家畜及人類を利用して行はれ、近來は又益々智能化して來て隨分巧妙な方法を用ひてゐる。從來は大產地熱河及大消費地奉天をつなぐ奉山鐵路が阿片鐵道とまで稱された程有名な密輸鐵道であつた。現在では殆んど跡を絶つてゐる。以前には松花江の汽船及東支鐵道による哈爾濱向密輸も相當旺盛であつた。熱河の湯玉麟の軍隊による阿片の大量的保護輸送は密輸としては最も大規模なものであつた。

(參考)

「阿片吸食器と設備に就て」

- 一、阿片盆 阿片吸食具一式を置く盆である、形狀は普通の盆と同じである、一種の裝飾品の様な意味で高價な金屬製の美術品に類するものもある。
- 二、阿片壺 阿片の溶液を入れる小壺である、湯呑型をしてゐる、これは又高價な美術品もあるが普通の湯呑でも差支へない譯である。
- 三、阿片杆 阿片吸煙の際阿片壺より液を掬ひ、これを槍(煙管)に添へる役目と槍の火口がつまつた場合之を掃除する役目を有つ大切な金屬製の長い針である。

四、阿片槍 吸煙用の煙管で、吸煙具中で最も重要なもので必要缺くべからざるものである、形は日本の煙管とは異り日本の横笛の様な形をし、火口が煙草をつめる火口の様な大きな孔ではない、石、竹、金屬等で作られ、これ亦高價な物は際限がない。

五、阿片燈 豆ランプのことである、液状阿片を燻らし、水分を去り、又槍の火孔にくつ附けた阿片を燃やす爲めのランプである、形はアルコール、ランプに類似し使用する油は普通菜種油である。

附屬品としてピンセット、ホヤ等がある。

六、阿片炕 阿片吸煙の際に横臥する寢臺であるが、これは普通家屋の炕である。

阿片吸煙には大體之丈の器具と設備を必要とするが、之等を揃へることは可成り費用を要する爲め阿片吸煙所が發生し設備の無い吸煙者の利用に應じた譯である。阿片吸煙所は此の點にその發生した原因の一部があると考へられる。

### 第三章 阿片に關する國際條約

#### 一、國際取締の必要

阿片問題は現在では國際的大問題となつてゐる。阿片の有つ害毒と其の大きな商品的價值とは世界の注視を集めるに十分である。現在全世界を通じて生産される量は醫療用として必要な數量の何十倍に達してゐると云はれてゐる。其の餘剩部分は悉く營利的目的から人類の幸福とか不幸とかは全然考慮されずに阿片及麻藥の消費國に向けて輸出され、そして此の結果阿片吸飲、麻藥使用等の習慣のある國々の非常な困窮と其の國民の悲惨な状態を招くに至つた。

而かも此等の恐るべき事實から人類を救ふには單に一國に止らず、世界各國協力して之に當らねば効果は疑はしいのである。阿片及麻藥の問題は其の關聯する所が廣汎複雑である爲め、世界中の一國でも此の問題に無關心であつて協調を怠るならば、殘餘の諸國の凡ゆる努力は完全に水泡に歸するといふも過言でない。

とは言へ、國際的規模に於て取締を統制する事は、阿片及麻藥の有つ商品價值の大なる爲め、種々

なる利害關係を各國に及ぼし世界協同作業の歩を進めるのは容易ではない。併し之等の藥品の生産、配布使用等の各方面に亘つて世界各國が一致協力して其の抑壓に努力すべきは當然の義務であると言はねばならない。

#### 二、上海會議

之は阿片及麻藥の濫用取締に關し爲された國際協議の最初のものである。一九〇九年二月、米國大統領ルーズベルトの主旨に依つて日、英、米、佛、獨、澳、露、伊、蘭、波、葡、暹、支等十三ヶ國が上海に集つた。此の會議では阿片吸食の習慣を禁壓すること、阿片使用、輸出の取締、麻藥の製造配布の取締等に關して決議をしたが、本會議の決議は署名國を拘束するものではなかつ爲めに實際的な効果はなかつた。併し之は次の海牙條約が開催される導火線となつたものである。

#### 三、海牙條約

上海會議の決議を更に有效なものとする爲め米國の提唱に依り同じ十三ヶ國を以て海牙で會議が開かれた。所謂一九一二年の海牙條約は其の條約書にも書かれてある如く「上海萬國阿片調査委員會ノ

制定シタル方針ヲ更ニ一步進メルコトヲ希望シ阿片、モルヒネ並ニ此等ノ物質ヨリ製造又ハ誘導シタル藥品ニシテ之ト同様ナ害毒ヲ惹起シ又ハ惹起シ得ベキモノノ濫用ヲ漸次禁壓セムコトヲ期シ」開催されたものであつて、條約は全六章より成り第一章に於ては生阿片の生産、分配の取締の爲めの法規を制定すること輸出入地を制限すること及輸外包裝物に内容を表示する記號を附すること、又其の輸出入は特に認可を受けたるものゝみに限ること等を規定し、

第二章に於ては阿片煙膏の製造、國內取引及煙膏の使用を禁壓する手段をとること、其の輸出入を禁止すること、直ちに禁止し得ざる場合は可及的速かに禁止することを規定し、

第三章では藥用阿片、モルヒネ、コカイン其他の鹽類、麻醉藥に關する製造、販賣、使用を醫療上の用途のみに制限する法令を制定すること、其の製造、取引、輸出入等にも種々の制限方法を採用すること、輸出入許可制度を採用することに努力すること等を規定し、

第四章は支那に關する規定として支那及極東の諸殖民地間に密輸を禁壓する爲に支那及各國政府は必要なる措置を執ること、支那は麻醉藥に關する取締法規を制定すること、其他租借地、居留地に於ける取締、郵便の取締等を規定し、

第五章では危險藥の不法所持を刑事犯罪とする法令又は規則を制定し得るや否やを審査すること及

之等の麻藥類に關する取引報告を爲すことを規定し、

第六章では本會議に代表を出さざりし諸國にても本條約に罰名し得ること等を規定し居る。

但し此の條約の規定は餘りに大綱的であり、又抽象的であるといふこと及其の實施方法が非常に不分明である等の缺點があつた爲に、續いて一九一三年及一九一四年の二回の會議を必要とした。其の結果第一阿片會議議定書及最終議定書が成立した。其の批准國は次の十二ヶ國である。即ちデンマーク、シヤム、グワテマラ、ホンデユラス、ヴェネズエラ、北米合衆國、ポルトガル、支那、スウエーデン、白耳義、大英帝國、ネザラランドである。

尙同議定書では生阿片、モルヒネ、コカイン等の郵便取締に關し萬國聯合郵便同盟の注意を喚起し其の郵送を嚴重に取締ることの希望を表明し、

一九一三年の第二國際阿片會議最終議定書では一九〇九年の上海國際阿片調査委員會及一九一二年海牙第一會議に於て協議せる方針に基き危險藥品の濫用の防止に付國際協商を得ることを必要と認め、其の爲めに和蘭政府よりブルガリヤ、ギリシヤ、黒山、ペルー、ルーマニヤ、土耳其及ウルグアイ國に本條約署名方を督促することを決議した。

此の海牙條約の後の五年間は歐洲大戰と化して此の條約に關係ある總ての國は戰禍の中に捲込ま

れ、阿片害毒に對する世界の努力は一時停止の形であつた。

#### 四、巴里平和條約

大戰中に於ける社會狀勢は著るしく麻醉劑濫用の増加を來した。此等の狀勢は延いて再び本問題に對して世界の注視を惹かした。其の結果平和會議に於てヴェルサイユ平和條約中に一條項を設け（第二九五條）平和條約締約國にして海牙條約に署名若くは批准せざる國は該條約を履行すべく、平和條約の批准は海牙條約の批准と均しきものと看做す旨の規定がされた。之に依つて海牙條約は立派に萬國條約としての體裁を備へるに至つた。只二大阿片生産國と云はれる土耳其、波斯は加入しなかつた。

#### 五、國條聯盟阿片諮問委員會

大戰後國際聯盟が成立した爲め一九二〇年の平和會議規約第二十三條により阿片及麻藥問題を取扱ふ權限を國際聯盟理事會に委任し又「阿片及其他危險藥に關する諮問委員會」の組織を見るに至つた。此の阿片諮問委員會は阿片問題に最も關係のある諸國、瑞西、獨逸、ボリビア、伊太利、セルビア

等の代表を網羅し、尙之に阿片問題の専門家を配し普通毎年一回、必要あるときは臨時に會合し、阿片に關する報告、決議等を理事會に提出するのである。非聯盟國の米國も傍聽者の形で本委員會に列席する。本委員會の最も重要な仕事は國際不正取引の監視であり阿片取引年報の審査である。委員會の此等に對す決議、報告等は理事會が直ちに之を採擇するものであつて、此の阿片諮問委員會は法規上理事會の諮問機關に過ぎないが、實質的には聯盟の意思を代表するものである。

#### 六、壽府阿片協定

海牙條約の不備の爲一九二四年一月壽府に於て再び阿片に關する國際會議が開かれるに至つた。壽府に於ては殆んど時を同じうして第一會議並びに第二會議の二つの會議が開かれた。

第一會議は阿片煙膏を主とする會議であつて、領土の一部に於て阿片煙膏の吸食が認められて居る諸國即ち日、英、佛、蘭、支、葡、伊、暹の八ヶ國より成り、此の會議の終に議定書及最終議定書の二つが署名された。本會議は極東地方の阿片煙膏の製造、國內取引及使用の漸次且會效なる禁止を實行すること即ち吸食の爲めにする阿片の使用を可及的速かに禁止する目的を達成する手段を講ずる爲めに開催されたものであつて、本協定は既存國際阿片條約に對する補充的協定である。全十五條より

成り、(一)生阿片及阿片煙膏の輸入販賣は政府の獨占事業とすること又阿片煙膏の製造も同じく政府の獨占事業とすること、(二)未成年者に煙膏使用を禁ずること、煙館に於ける煙灰の使用禁止、(三)生阿片及阿片煙膏の屬地又は領域よりの輸出、通過、積替等は禁止すること、又輸出入の場合には不正使用の虞なき中味を保證せる輸入國政府發給の輸入證明書を必要とすること、(四)其他不正取引の取締の爲めにする各國關係廳間の相互援助及海牙條約及本條約實施狀況の審査の爲め時々會議を催すこと等を規定した。

一方に於て所謂第二會議が開かれ四十餘國の代表者が參加した。第二會議は麻醉劑及其の原料に關するものにして(一)生阿片及コカ葉に就ては其の生産、分配及輸出の取締の爲に有效なる法規を設けること、(二)藥品の國內取締に關して其の製造、販賣、輸出入等に許可制度を採用すること、(三)印度大麻に關する不正取引の取締、(四)國際取引は輸出入許可制度を採ること、(五)阿片常設中央委員會の制立を規定し、(六)本條約に關し紛議を生じたる場合は紛爭當事國は理事會の任命する専門機關に意見を求むるか又は國際司法裁判所に付託することを規定した。

第二會議も第一會議と同様議定書並に最終議定書が附屬して居る。本條約の署名並に調印國數は次の如くである。

條約調印國 第一會議の八ヶ國も含めて三十五ヶ國、議定書調印國二十三ヶ國、最終議定書調印國二十六ヶ國、條約批准國二十ヶ國、議定書批准四十八ヶ國。

### 七、滿洲國との關係

滿洲國は國際聯盟加盟國及他の諸國(日本及サルバドルを除く)に承認されて居ないから滿洲國としては現存する之等の種々の國際條約の規定、或は聯盟阿片諮問委員會決議、勸告等に何等の拘束をも受けるものではない。然しながら現在阿片問題を取扱ふ聯盟方面では滿洲國の阿片問題に對して種々の意圖から非難とか滑稽な宣傳が行はれて居て、而も之等が一般に信じられ随分問題となつて居る状態である。滿洲國の阿片專賣は世界の阿片に對する眞面目な努力を破壊に導くものであるとさへ言ふ者もある。之等は滿洲の阿片專賣の眞意義に對し正確な認識を缺いて居る爲めから生れて來る謬見であつて、時と共に解消するものと信ずる。唯現在滿洲國の採用し又採用せんとする方法は明かに前述の諸條約の精神と一致するのみならず、國際聯盟の極東阿片調査委員會の報告書の結論とも合致して居るものであつて、滿洲國としては飽迄も本來の主旨に即して此の種の非難宣傳に屈せず力強い阿片政策の遂行を期して居る次第である。(終)

昭和十一年三月二十六日印刷  
昭和十一年三月二十九日發行  
(非賣品)

編輯兼發行人

東京市中野區住吉町五六

印刷所 第一印刷所

東京市京橋區神田二一六

東京市神田區丸ノ内三丁目十四番地

發行所

日滿實業協會

電話丸ノ内(三)五〇六一番

振替附金口座東京四五一〇番



